



給与支払報告書（個人別明細書）定額減税額の記載方法について

年末調整を行った給与所得者については、給与支払報告書（個人別明細書）の「(摘要欄)」に、実際に控除した年調減税額（定額減税額）を記載することとなりました。
記載する金額は次のとおりです。

- ①年調所得税額 ≥ 年調減税額（定額減税額）の場合
→ 「源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円」
× × × に年調減税額（定額減税額）を記入
- ②年調所得税額 < 年調減税額（定額減税額）の場合
→ 「源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円」
× × × に年調所得税額を記入

また、年調減税額（定額減税額）のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額 × × × 円」（控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額 0 円」）^③と記載します。

さらに、合計所得金額が 1,000 万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額（定額減税額）の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」^④と記載します。

なお、年末調整の対象とならなかった給与所得者については、「(摘要)」欄に定額減税額を記載する必要はありません。

【記載例】 <年末調整を行った一般的な場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

住所 △△市○○町 1-2-3										〒112233445566									
会社名 ヤマカワ タロウ										従業員番号 112233445566									
氏名 山川 太郎										給与支払額 7,770,000									
給与 7,770,000										源泉徴収額 5,893,000									
控除外額 2,881,300										源泉徴収済額 44,500									
源泉徴収時所得税減税控除済額 120,000										控除外額 0									
非控除対象配偶者減税有 ○										源泉徴収時所得税減税控除済額 120,000									
控除外額 0										源泉徴収時所得税減税控除済額 120,000									
源泉徴収時所得税減税控除済額 120,000										控除外額 0									

①年調所得税 164,500 円 ≥ 年調減税額 120,000 円であるため、年調減税額（定額減税額）を記載

③控除しきれなかった金額はない（源泉所得税が 1 円以上）ため、控除外額 0 円と記載

〔記載例〕 <非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

④本人の所得
1,000万円超で
あり、定額減税
のための計算
に配偶者が入
っている場合
記載

住所	△△市〇〇町1-2-3				氏名	ヤマカワ タロウ 山川 太郎		生年	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6
給与	14	400	000	12	300	000	2	849	930	1	283	900								
源泉徴収時所得税減税控除済額	120,000円				控除外額				0円											
非控除対象配偶者減税有																				

〔記載例〕 <非控除対象配偶者が障害者に該当する場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

住所	△△市〇〇町1-2-3				氏名	ヤマカワ タロウ 山川 太郎		生年	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6
給与	14	400	000	12	300	000	3	599	930	1	061	800								
源泉徴収時所得税減税控除済額	120,000円				控除外額				0円											
減税有 山川花子（同配）																				

本人の所得1,000万円超であり、定額減税のための計算に配偶者が入り、かつその配偶者が障害者に該当する場合記載。

※国税庁HP「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」より抜粋。

※詳しい内容は上記HPをご確認ください。